

千歳市狂犬病予防法施行細則

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(登録申請書及び原簿)

第2条 省令第3条の規定による登録の申請は、犬の登録申請書(第1号様式)によるものとする。

2 法第4条第2項の原簿は、犬の登録原簿(第2号様式)によるものとする。

(鑑札の再交付申請書)

第3条 省令第6条第1項の規定による鑑札の再交付申請は、犬の鑑札再交付申請書(第3号様式)によるものとする。

2 市長は、省令第6条の規定により、損傷した鑑札又は亡失後発見した鑑札の提出を受けたときは、これを処分しなければならない。

(死亡届)

第4条 省令第8条第1項の規定による犬の死亡の届出は、犬の死亡届(第4号様式)によるものとする。

(変更届等)

第5条 省令第9条の規定による登録事項の変更は、犬の登録事項変更届(第5号様式)によるものとする。

2 犬の所有者の変更に伴い登録事項に変更があったときは、新所有者が前項の変更届を提出するものとする。

第6条 市長は、政令第2条の2第3項の規定により、犬の原簿の送付を受けたときは、その登録を変更するものとする。

(獣医師の予防注射実施状況の報告)

第7条 獣医師は、法第5条第1項の規定に基づく狂犬病の予防注射を行ったときは、犬1頭ごとの狂犬病予防注射済証の写しを添えて市長に報告しなければならない。ただし、他の市町村に所在地のある犬に注射を行った場合において、当該犬の所在地の市町村長に報告を行ったときは、

この限りでない。

(注射済証の再交付)

第8条 省令第13条第1項の規定による注射済票の再交付の申請は、犬の注射済票再交付申請書(第6号様式)によるものとする。

2 市長は、省令第13条の規定により、損傷した注射済票又は亡失後発見した注射済票の提出を受けたときは、これを処分しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第4条関係)

第5号様式(第5条関係)

第6号様式(第8条関係)